

福岡県公報

令和 2 年 11 月 20 日
第 153 号

目 次

告 示 (第851号 - 第865号)

○公有水面埋立ての竣功の認可	(水産振興課)	1
○公有水面埋立ての竣功の認可	(水産振興課)	2
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	8
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	9
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	9

○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	9
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(漁業管理課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(自然環境課)	10

監 査 委 員

○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課)	10
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	13
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第一課)	17
○監査結果の公表	(監査委員事務局監査第二課)	23
○監査結果の公表	(監査委員事務局特別監査室)	27

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集	(医療保険課)	31
------------------------------------	---------	----

再 掲

○特定危険薬物の指定	(薬 務 課)	34
------------	---------	----

告 示

福岡県告示第851号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 2 年 11 月 20 日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 竣功認可年月日
令和 2 年 10 月 6 日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名
 - (1) 竣功認可を受けた者
宗像市
宗像市東郷一丁目 1 番 1 号
 - (2) 代表者

宗像市長 伊豆 美沙子

3 竣功認可をした埋立区域

(1) 位置

宗像市大字上八2222番、812番1及び811番の土地に接する国有海浜地の地先公有水面並びに804番2の土地に接する国有海浜地の地先公有水面並びに794番及び793番2の土地に接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

ア 次の各地点のうち①の地点から66度25分48秒、75.49mの地点を円心とする半径75.49mの円周で①の地点と②の地点とを結ぶ西側の円弧、②の地点と③の地点を結んだ線、③の地点から99度32分58秒、75.23mの地点を円心とする半径75.23mの円周で③の地点と④の地点とを結ぶ西側の円弧、④の地点から107度10分18秒、96.74mの地点を円心とする半径96.74mの円周で④の地点と⑤の地点とを結ぶ西側の円弧、⑤の地点から113度06分01秒、140.85mの地点を円心とする半径140.85mの円周で⑤の地点と⑥の地点とを結ぶ西側の円弧、⑥の地点から117度05分55秒、243.89mの地点を円心とする半径243.89mの円周で⑥の地点と⑦の地点とを結ぶ西側の円弧、⑦の地点と⑧の地点を結んだ線、⑧の地点と①の地点を結ぶ平成27年秋分の満潮位（D.L.+1.41m）における公有水面と陸地との境界線を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 宗像市吉田字小林の国土地理院小林三等三角点（北緯33度50分32秒29、東経130度30分57秒14）から18度52分10秒、3.756,61mの地点

②の地点 ①の地点から352度15分37秒、41.19mの地点

③の地点 ②の地点から14度53分44秒、5.76mの地点

④の地点 ③の地点から13度21分33秒、9.99mの地点

⑤の地点 ④の地点から20度07分48秒、10.00mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から25度08分15秒、10.00mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から27度59分23秒、7.63mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から106度38分38秒、4.55mの地点

イ 次の各地点のうち⑨の地点と⑩の地点を結んだ線、⑩の地点と⑫の地点を結ぶ平成27年秋分の満潮位（D.L.+1.41m）における公有水面と陸地との境界線及び⑫

の地点と⑨の地点を結んだ線により囲まれた区域

⑨の地点 宗像市吉田字小林の国土地理院小林三等三角点（北緯33度50分32秒29、東経130度30分57秒14）から18度37分39秒、3.842,57mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から29度12分35秒、0.36mの地点

⑪の地点 ⑩の地点から28度50分09秒、8.50mの地点

⑫の地点 ⑪の地点から174度40分38秒、9.34mの地点

ウ 次の各地点のうち⑬の地点から⑭の地点を結ぶ平成25年10月24日25水第2852号で埋立免許された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+1.66mより決定）、⑭の地点と⑮の地点を結ぶ平成27年秋分の満潮位（D.L.+1.41m）における公有水面と陸地との境界線及び⑮の地点と⑬の地点を結んだ線により囲まれた区域

⑬の地点 宗像市吉田字小林の国土地理院小林三等三角点（北緯33度50分32秒29、東経130度30分57秒14）から17度52分09秒、3.929,61mの地点

⑭の地点 ⑬の地点から73度59分12秒、20.51mの地点

⑮の地点 ⑭の地点から172度29分06秒、10.12mの地点

(3) 面積

966.86 平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成28年9月30日28水第2407号

5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する事務所 宗像市役所

福岡県告示第852号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立ての竣功を認可したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

1 竣功認可年月日

令和2年10月6日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 竣功認可を受けた者
宗像市
宗像市東郷一丁目1番1号

(2) 代表者
宗像市長 伊豆 美沙子

3 竣功認可をした埋立区域

(1) 位置
宗像市大字鐘崎776番2及び776番4の地先公有水面

(2) 区域
次の各地点のうち①の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線、㉔の地点から㉘の地点までを順次に結ぶ昭和56年8月1日56漁第543号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L.+1.66mにより決定）、㉘の地点から㉚の地点までを順次に結んだ線及び㉚の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 宗像市吉田字小林の国土地理院小林三等三角点（北緯33度50分32秒29、東経130度30分57秒14）から17度52分09秒、3,929.61mの地点

②の地点 ①の地点から281度24分10秒、214.00mの地点

③の地点 ②の地点から11度24分37秒、6.60mの地点

④の地点 ③の地点から280度58分20秒、0.10mの地点

⑤の地点 ④の地点から11度22分49秒、2.23mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から101度17分18秒、2.60mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から11度23分04秒、0.75mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から101度23分39秒、0.40mの地点

⑨の地点 ⑧の地点から191度24分18秒、2.60mの地点

⑩の地点 ⑨の地点から101度24分11秒、157.00mの地点

⑪の地点 ⑩の地点から11度24分46秒、2.29mの地点

⑫の地点 ⑪の地点から101度24分02秒、2.60mの地点

⑬の地点 ⑫の地点から11度24分10秒、100.66mの地点

⑭の地点 ⑬の地点から123度14分49秒、0.43mの地点

⑮の地点 ⑭の地点から11度24分13秒、14.40mの地点

⑯の地点 ⑮の地点から281度25分09秒、122.99mの地点

⑰の地点 ⑯の地点から11度23分39秒、0.40mの地点

⑱の地点 ⑰の地点から101度25分37秒、2.59mの地点

⑲の地点 ⑱の地点から11度25分12秒、39.00mの地点

⑳の地点 ⑲の地点から281度25分21秒、2.60mの地点

㉑の地点 ㉑の地点から11度32分05秒、0.40mの地点

㉒の地点 ㉑の地点から101度25分10秒、122.98mの地点

㉓の地点 ㉒の地点から11度24分10秒、161.79mの地点

㉔の地点 ㉓の地点から101度26分21秒、24.42mの地点

㉕の地点 ㉔の地点から191度42分38秒、225.43mの地点

㉖の地点 ㉕の地点から123度31分20秒、21.79mの地点

㉗の地点 ㉖の地点から33度34分48秒、1.30mの地点

㉘の地点 ㉗の地点から125度05分05秒、74.54mの地点

㉙の地点 ㉘の地点から136度01分22秒、11.77mの地点

㉚の地点 ㉙の地点から196度11分33秒、5.54mの地点

㉛の地点 ㉚の地点から242度40分45秒、79.34mの地点

㉜の地点 ㉛の地点から332度40分35秒、4.02mの地点

(3) 面積

19,925.71 平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成25年10月24日25水第2852号

5 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する事務所 宗像市役所

福岡県告示第853号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55

条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
飯居438	訪問看護ステーションきさく	飯塚市中825番地	R2・10・1	訪看・予訪看
飯支131	ケアプランセンターつの	飯塚市長尾1170番地3	R2・9・1	居支

福岡県告示第854号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
行支41	JA福岡京築ケアプランサービス「みやこ」	行橋市中央一丁目2-131	R2・9・30
春居28	ツクイ春日一の谷	春日市一の谷一丁目102	R2・9・30
宰居70	ツクイ太宰府	太宰府市国分三丁目1-30	R2・9・30
宰居27	ツクイ太宰府	太宰府市国分三丁目1-30	R2・9・30
京居101	ツクイ菊田京町	京都郡菊田町京町一丁目3-1	R2・9・30

福岡県告示第855号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	指定年月日
宮介8	医療法人下川医院	医療法人 下川医院光陵パークサイドクリニック	宮若市鶴田2051番地13	R2・9・1
福津介薬40	くれよん薬局福津	グリーン薬局 福津	福津市日蒔野五丁目14-15	R2・9・17

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	指定年月日
宮介8	医療法人 下川医院光陵パークサイドクリニック	宮若市鶴田1794-212	宮若市鶴田2051番地13	R2・9・1
直居155	ケアサービスみつばち	直方市大字境1292-6	直方市大字中泉827-7	R2・9・1
朝倉居47	スキップ朝倉店	朝倉市甘木2403番地13	朝倉市甘木1313番地1	R2・6・1
春居90	グリーンコープ福祉生活用品店舗ほっと館	春日市春日原北町五丁目15-1	春日市春日原北町一丁目3-23	H30・2・24

宮支7	宮田病院ケアプラ ンサービス	宮若市本城1636	宮若市本城723番地	H24・12・1
-----	-------------------	-----------	------------	----------

福岡県告示第856号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市桑野字イチノ184の1、字上石坂202の1、203の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字イチノ184の1・字上石坂202の1・203の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第857号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市大力字ヤマノカミ1724、字ニシノ1963、1965
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ヤマノカミ1724・字ニシノ1963・1965（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第858号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市千手字アイノ谷3633の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字アイノ谷3633の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第859号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林子定森林の所在場所

朝倉郡筑前町曾根田字高山1114の6、字柵原1200の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高山1114の6・字柵原1200の1（以上2筆ついて次の図に示す部分に限る。）

)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び筑前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第860号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年9月福岡県告示第1453号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び田川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第861号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和54年9月福岡県告示第1445号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやま市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第862号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和52年7月福岡県告示第1051号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第863号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和54年9月福岡県告示第1462号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第864号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
古賀市谷山字河内16の1・41（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び古賀市役

所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第865号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第224号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
松崎四丁目-1	福岡市東区松崎四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市波多江駅北三丁目139番4及び139番7から139番9まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市波多江駅北三丁目10番15号
波多江 俊子

公告

伊方土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第

195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

1 就任理事

氏 名	住 所
倉石 秀美	田川郡福智町伊方4277番地
高津 康則	田川郡福智町伊方1027番地
朝部 英喜	田川郡福智町伊方1998番地
原田 武則	田川郡福智町伊方1904番地3
長尾 學今	田川郡福智町伊方975番地
勝木 勉	田川郡福智町弁城2236番地2
高津 寛	田川郡福智町伊方539番地1
仲村 孝憲	田川郡福智町伊方4213番地2
松島 司	田川郡福智町伊方1250番地2
朝部 陸輝	田川郡福智町伊方2193番地
朝部 巖	田川郡福智町伊方1944番地1
仲村 運	田川郡福智町伊方2234番地2

2 就任監事

氏 名	住 所
鈴木 周作	田川郡福智町伊方4233番地1

公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
竹野第二土地改良区	令和2年11月9日

公告

解散した清算法人竹野第二土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
中野博信	久留米市田主丸町竹野2096番地2
吉岡靖盛	久留米市田主丸町地徳2144番地6
塩足太助	久留米市田主丸町中尾862番地2
原田輝雄	久留米市田主丸町以真恵970番地1
吉岡學	久留米市田主丸町竹野250番地14
吉田久雄	久留米市田主丸町中尾874番地1

上野政孝	久留米市田主丸町竹野1998番地
久保山一昭	久留米市田主丸町中尾1170番地
榎崎良一	久留米市田主丸町地徳2177番地
坂本安	久留米市田主丸町地徳1835番地
木下正勝	久留米市田主丸町志塚島422番地9
渡辺良則	久留米市田主丸町竹野1810番地7
古賀正博	久留米市田主丸町竹野582番地
郷原征司	久留米市田主丸町志塚島470番地1
高木芳雄	久留米市田主丸町地徳1847番地3
渡邊隆明	久留米市田主丸町中尾764番地1

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
筑後川土地改良区	令和2年11月10日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づ

き、意見公募手続を実施しないで水産業協同組合法施行細則（平成10年福岡県規則第52号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備え置きます。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和2年11月20日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫野市紫五丁目187番22、187番163から187番176まで及び187番178

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区御供所町1-1

積水ハウス株式会社福岡支店

支店長 古後 顕

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県環境保全に関する条例施行規則及び福岡県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則の制定を行ったので、次のとおり公示

します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

令和2年11月20日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の制定による水産資源保護法の改正に伴い、当然必要とされる規定の整理であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和2年11月20日

監査委員

監査公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく病院事業、電気事業、工業用水道事業及び工業用地造成事業の定期監査を保健医療介護部健康増進課及び医療指導課並びに企業局（本局）及び同局2事業所について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和2年11月20日

福岡県監査委員 藤山 泰三

同 行正 晴實

同 世利 洋介

同 長 裕海

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定め行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：保健医療介護部健康増進課等5機関（公営企業）

(2) 監査対象期間：令和元年度

4 監査の着眼点

今回の監査は、各機関の事業が地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務が適正に執行されているかに意を用いて実施した。

特に、流動資産、流動負債、企業債、借入金及び工事（建設・改良・修繕等）について留意して実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和2年6月2日～令和2年6月26日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
健康増進課（病院事業）		令和2年6月9日～令和2年6月11日
医療指導課（病院事業）		令和2年6月9日～令和2年6月11日
企 業 局	管理課	令和2年6月23日～令和2年6月26日
	矢部川発電事務所（電気事業）	令和2年6月17日～令和2年6月18日
	苅田事務所（工業用水道・工業用地造成事業）	令和2年6月2日～令和2年6月4日

(2) 主な調査項目

ア 経営管理の状況

経営状況及び事業の運営状況並びに予算・決算の状況

イ 財務諸表の内容

資産、負債及び資本の状況並びに収益・費用の状況

第2 監査の結果

第1のとおりに監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を農林水産部出先機関の福岡農林事務所等21機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和2年11月20日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：農林水産部の出先機関21機関

(2) 監査対象期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和2年5月27日～令和2年8月6日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡農林事務所	令和2年6月16日～令和2年6月19日
朝倉農林事務所	令和2年6月23日～令和2年6月25日
八幡農林事務所	令和2年8月3日～令和2年8月4日
飯塚農林事務所	令和2年6月18日～令和2年6月19日
筑後農林事務所	令和2年6月9日～令和2年6月12日
行橋農林事務所	令和2年8月5日～令和2年8月6日
農林業総合試験場	令和2年6月2日～令和2年6月4日
農林業総合試験場資源活用研究センター	令和2年6月2日～令和2年6月4日
農林業総合試験場豊前分場	令和2年6月15日
農林業総合試験場筑後分場	令和2年6月2日～令和2年6月3日
農林業総合試験場八女分場	令和2年6月11日
農業大 学校	令和2年6月12日
中央家畜保健衛生所	令和2年6月4日～令和2年6月5日

監査対象機関名	監査実施日
北部家畜保健衛生所	令和2年6月15日
両筑家畜保健衛生所	令和2年6月15日
筑後家畜保健衛生所	令和2年6月15日
筑後川水系農地開発事務所	令和2年6月23日～令和2年6月24日
水産海洋技術センター	令和2年6月9日～令和2年6月10日
水産海洋技術センター有明海研究所	令和2年6月16日～令和2年6月17日
水産海洋技術センター豊前海研究所	令和2年6月18日～令和2年6月19日
水産海洋技術センター内水面研究所	令和2年6月11日～令和2年6月12日

八幡農林事務所、飯塚農林事務所、行橋農林事務所、農林業総合試験場八女分場、農業大
学校及び筑後川水系農地開発事務所は、5月27日～6月1日に書面による調査を実施

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証
の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管
理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び賃金の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物及び樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおりに監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
農林水産部	工事	1	治山工事について、舗装版切断作業により生じる濁水の処理作業を設計図書に計上すべきところ、これを行わず、積算が過小となっていた。また、監督員は、請負者に対し、濁水の処理について必要な指示を出すべきところ、これを行わず、適正な処理がなされていなかった。

監査公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を知事部局の本庁、教育庁の本庁、議会事務局、警察本部及び行政委員（会）事務局について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和2年11月20日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局の本庁、教育庁の本庁、議事事務局、警察本部及び行政委員（会）事務局111機関

(2) 監査対象期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和2年7月1日～令和2年8月7日
 監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

秘書	監査対象機関名	監査実施日
総務部	営企画課	令和2年7月21日
行政	人事課	令和2年7月9日～令和2年8月7日
人財	税務課	
財	産用課	
財	民情課	
県	務報広課	
総務	務厚生課	
防災	危機管理局防企画課	
防災	危機管理局消防防炎指導課	
企画・地域振興部	(10課)	
総合政策課		
広域地域振興課		
市町村支援課		
情報政策課		
調査統計課		

監査対象機関名	監査実施日
交通政策課 空港政策課 空港事業課 国際政策課 国際地域課	
人づくり・県民生活部 (9課) 社会活動推進課 文化振興推進課 男女共同参画推進課 生活安全課 私学振興・青少年育成局政策課 私学振興・青少年育成局私学振興課 私学振興・青少年育成局青少年育成課 スポーツ局スポーツ企画課 スポーツ局スポーツ振興課	令和2年7月21日～令和2年7月30日
保健医療介護部 (9課) 保健医療総務課 健康増進課 がん感染症疾病対策課 生活衛生指導課 医療指務課 医療者地域包括ケア推進課 高齢者介護課	令和2年7月21日～令和2年7月30日
福祉労働総務部 (9課) 福祉総務課 子育て支援課 児童がい・家庭福祉課 障がい・福祉課 労働局労働政策課 労働局新雇用政策課 労働局職業能力開発課 労働局同和対策局調整課	令和2年7月8日～令和2年7月14日
環境部 (6課) 環境政策課 環境保全推進課 循環型社会対策課 廃棄物指導課 監視環境課	令和2年7月8日～令和2年7月10日
工商部 (9課) 工業政策課 中小企業振興課 中小企業支援課 中小企業技術振興課 中小企業保安課	令和2年7月1日～令和2年7月8日

監査対象機関名	監査実施日
高等学校 義務教育課	
特別支援教育課	
人権・同和教育課	
体育スポーツ健康課	
社会教育課	
人事委員会事務局	令和2年7月21日
監査委員事務局	令和2年7月21日
警察本部	令和2年7月15日～令和2年7月17日
労働委員会事務局	令和2年7月31日

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び現金の払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び賃金の執行状況、諸手当の認定及び支給状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 補助事業

補助事業の執行状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
指摘事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関名	調査区分	件数	説 明
人づくり ・県民生活部 スポーツ局 スポーツ振興課	支出	1	資金前渡により支払われたその他需用費（資料代）について、精算書により精算すべきところ、これを行っていなかった。
計			1件

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
 注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
環境部	収 入	1	雑入（行政代執行費用返還金）の収入未済額が、前年度に比べて399,000円減少しているものの、依然として多額である。
教育庁 教育振興部	収 入	1	地域改善奨学資金貸付金償還金の収入未済額が、前年度に比べて43,676,980円減少しているものの、依然として多額である。
保健医療介護部	支 出	1	公有財産の修繕等の支出について、契約書に支払期限の定めがある場合は請求書受理日から30日以内、契約書を省略している場合は請求日から15日以内に代金を支払うべきところ、支払いが遅延しているものが多数あった。
建築都市部	支 出	1	資金前渡により支払われたその他役務費（ごみ焼却手数料）について、焼却処分の延期を決定した日の翌日から起算して5日以内に精算し、返納の手続を行うべきところ、これを行わず、延期後の焼却処分の日に支払い、精算を行った。
総務部	財 産	1	公印規程に定める職印（2点）について、備品登録すべきところ、これを行なっていない。
計		5	5件

監査公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を県土整備部、建築都市部出先機関の福岡県土整備事務所等13機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和2年11月20日

福岡県監査委員	藤	山	泰	三
同	行	正	晴	實
同	世	利	洋	介
同	長		裕	海

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

(1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

(2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：県土整備部及び建築都市部の出先機関 13 機関

(2) 監査対象期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日

4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和2年5月19日～令和2年8月7日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名	監査実施日
福岡県土整備事務所	令和2年5月27日(書面) 令和2年6月11日～令和2年6月12日(実地)
久留米県土整備事務所	令和2年5月26日(書面) 令和2年6月16日～令和2年6月17日(実地)
南筑後県土整備事務所	令和2年6月2日(書面) 令和2年6月16日～令和2年6月17日(実地)
直方県土整備事務所	令和2年5月21日(書面) 令和2年6月11日～令和2年6月12日(実地)
京築県土整備事務所	令和2年5月19日(書面) 令和2年6月9日～令和2年6月10日(実地)
朝倉県土整備事務所	令和2年6月3日(書面) 令和2年6月18日～令和2年6月19日(実地)
八女県土整備事務所	令和2年5月28日(書面) 令和2年6月18日～令和2年6月19日(実地)

監査対象機関名	監査実施日
北九州県土整備事務所	令和2年6月1日(書面) 令和2年8月6日～令和2年8月7日(実地)
田川県土整備事務所	令和2年5月20日(書面) 令和2年6月9日～令和2年6月10日(実地)
飯塚県土整備事務所	令和2年5月22日(書面) 令和2年6月9日～令和2年6月10日(実地)
那珂県土整備事務所	令和2年6月4日(書面) 令和2年6月16日～令和2年6月17日(実地)
苅田港務所	令和2年5月29日(書面) 令和2年6月11日(実地)
流域下水道事務所	令和2年5月29日(書面) 令和2年6月12日(実地)

(2) 主な調査項目

ア 収入

使用料及び手数料、財産収入、受託事業収入、負担金収入等の調定及び収入の状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況、収入未済解消の取組状況、証紙収入の消印状況及び金額の確認

イ 支出

報償費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

ウ 人件費

報酬及び賃金の執行状況、諸手当の認定及び支給の状況

エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

オ 公有財産

土地、建物、工作物、樹木等の管理状況

カ 物品

取得、管理及び処分状況

キ 工事

設計積算及び施工等の状況

ク 用地

設計積算及び履行確認等の状況

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし

- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説 明
県土整備部	補償	1	用地取得に伴う物件移転補償金（建物移転料） について、補償対象物件に有価となる発生材があ る場合は、その相当額を差し引くべきところ、こ れを行わなかったため、積算過大となっていた。
計			1件

監査公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査を消費生活センター等35機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和2年11月20日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	世利洋介
同	長裕海

第1 監査の概要

1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（随時監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、必要があると認めるときに行う監査

3 監査の対象

(1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関35機関

(2) 監査対象期間：令和元年12月1日～令和2年8月7日

4 監査の着眼点

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、並びに、財務事務の管理は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、支出理由となった事実の確認に主眼を置き、次の確認調査を実施した。

時間外勤務手当：時間外勤務実績と庁舎等の施錠等記録との照合確認

賃金：任用された本人への面談等による任用事実の確認

その他需用費：物品納入業者に対する取引状況の確認及び耐久性のある需用品の現物確認

5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和2年6月2日～令和2年8月7日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査対象期間	監査実施日
県人 民づ くく り 生 活 部	消費生活センター	令和2年2月1日から 令和2年8月4日まで	令和2年8月4日
	保健医療 介護部 療養部	京築保健福祉環境事務所 食肉衛生検査所	令和2年1月1日から 令和2年7月22日まで 令和2年1月1日から 令和2年7月7日まで
福祉労働部	福岡学園	令和元年12月1日から 令和2年6月2日まで	令和2年6月2日
	小竹高等技術専門学校	令和元年12月1日から 令和2年6月26日まで	令和2年6月26日
	田川高等技術専門学校	令和2年1月1日から 令和2年7月3日まで	令和2年7月3日
	小倉高等技術専門学校	令和2年1月1日から 令和2年7月17日まで	令和2年7月17日
教育委員会	福岡教育事務所	令和元年12月1日から 令和2年6月17日まで	令和2年6月17日
	京築教育事務所	令和元年12月1日から 令和2年6月16日まで	令和2年6月16日
	美術館	令和元年12月1日から 令和2年6月18日まで	令和2年6月18日
	社会教育総合センター	令和元年12月1日から 令和2年6月3日まで	令和2年6月3日
	育徳館高等学校	令和2年1月1日から 令和2年7月16日まで	令和2年7月16日

監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
門司大翔館高等学校	令和2年1月1日から 令和2年7月9日まで	令和2年7月9日
小倉商業高等学校	令和2年1月1日から 令和2年7月31日まで	令和2年7月31日
八幡中央高等学校	令和2年1月1日から 令和2年7月21日まで	令和2年7月21日
玄界高等学校	令和元年12月1日から 令和2年6月19日まで	令和2年6月19日
新宮高等学校	令和2年1月1日から 令和2年7月10日まで	令和2年7月10日
香住丘高等学校	令和2年1月1日から 令和2年7月30日まで	令和2年7月30日
福岡高等学校	令和2年1月1日から 令和2年7月29日まで	令和2年7月29日
福岡講倫館高等学校	令和元年12月1日から 令和2年6月30日まで	令和2年6月30日
筑前高等学校	令和2年1月1日から 令和2年7月15日まで	令和2年7月15日
筑紫中央高等学校	令和元年12月1日から 令和2年6月4日まで	令和2年6月4日
筑紫高等学校	令和2年2月1日から 令和2年8月6日まで	令和2年8月6日
小郡高等学校	令和元年12月1日から 令和2年6月25日まで	令和2年6月25日
久留米高等学校	令和元年12月1日から 令和2年6月12日まで	令和2年6月12日
伝習館高等学校	令和元年12月1日から 令和2年6月9日まで	令和2年6月9日
三池工業高等学校	令和2年1月1日から 令和2年7月2日まで	令和2年7月2日
浮羽工業高等学校	令和元年12月1日から 令和2年6月24日まで	令和2年6月24日
東鷹高等学校	令和2年1月1日から 令和2年7月28日まで	令和2年7月28日
嘉穂高等学校	令和元年12月1日から 令和2年6月23日まで	令和2年6月23日
筑豊高等学校	令和2年2月1日から 令和2年8月5日まで	令和2年8月5日
小倉聴覚特別支援学校	令和2年1月1日から 令和2年7月1日まで	令和2年7月1日
小郡特別支援学校	令和2年2月1日から 令和2年8月7日まで	令和2年8月7日
育徳館中学校	令和2年1月1日から 令和2年7月16日まで	令和2年7月16日
嘉穂高等学校附属中学校	令和元年12月1日から 令和2年6月23日まで	令和2年6月23日

教育委員会

(2) 主な調査項目

ア 時間外勤務手当
 イ 賃金
 ウ 旅費
 エ 交際費
 オ 食糧費
 カ その他需用費
 キ タクシー借上料
 ク 会場借上料

ケ 備品購入費
コ 財務事務の管理

第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、下記事項を除き適正に執行されていた。

1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし

2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象機関の 属する部局名	調査区分	件数	説明
福祉労働部	支出	1	時間外勤務手当について、時間外勤務の事後確認が適正に行われておらず、過払いとなっていた。
	財産	1	いったん交付され、使用せず返却すべきであったクシークレットについて、所在不明となっていた。
計			2件

雑 報

福岡県国民健康保険運営協議会公告

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

令和2年11月20日

福岡県国民健康保険運営協議会会長 柴田 洋三郎

1 意見募集の対象

- (1) 福岡県国民健康保険運営方針（答申案）
- (2) 国民健康保険事業費納付金の算定（答申案）

2 答申案の概要

- (1) 福岡県国民健康保険運営方針（答申案）

基本的事項

- 1 策定の目的
- 2 策定の根拠
- 3 対象期間及び検証・見直し
- 4 PDCAサイクルの実施

第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

- 1 医療費の動向と将来の見通し
- 2 財政収支の改善に係る基本的な考え方
- 3 赤字削減・解消の取組、目標年次等
- 4 財政安定化基金の運用

第2章 市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項

- 1 市町村における保険料の賦課状況
- 2 地域の実情に応じた保険料水準の均一化
- 3 標準的な保険料算定方式
- 4 標準的な収納率の設定

第3章 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

- 1 保険料の徴収の適正な実施
- 2 保険料の収納状況
- 3 収納対策

第4章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

- 1 療養費の支給の適正化
- 2 レセプト点検の充実強化
- 3 不正利得の回収
- 4 第三者行為求償事務や過誤調整等の取組強化

参考1 療養費支給基準

参考2 高額療養費の多数回該当の取扱い

第5章 医療費の適正化の取組に関する事項

- 1 特定健康診査・特定保健指導
- 2 糖尿病性腎症重症化予防
- 3 後発医薬品の使用促進
- 4 重複・頻回受診者等への訪問指導
- 5 医療費適正化計画との関係

第6章 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

- 1 これまでの取組等
- 2 事務の標準化等の方針及び実施時期

第7章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

- 1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携
- 2 国保データベースシステム等情報基盤の活用

第8章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項に関する事項

- 1 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他

(2) 国民健康保険事業費納付金の算定（答申案）

- 主な変更点
 - ・ 納付金算定の基本的な考え方
 - ・ 納付金の算定方法

3 答申案の閲覧場所等

(1) 福岡県のホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)

(2) 県民情報センター・県民情報コーナー

- ・ 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁1階）
- ・ 北九州市民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎内）
- ・ 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
- ・ 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）
- ・ 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）

※ 閲覧期間は、令和2年11月20日（金）から令和2年12月3日（木）までです。

※ (2)については、利用時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

4 意見書の提出期間

令和2年11月20日（金）から令和2年12月3日（木）

5 意見書の提出方法

別紙の様式により、郵送、ファクシミリ又は電子メールにて提出

6 意見書の提出先

福岡県保健医療介護部医療保険課国保運営係

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（ファクシミリ）092-643-3303

（電子メール）kkaikaku@pref.fukuoka.lg.jp

（問い合わせ先）092-643-3308

(意見書様式)

意見書

住所（法人等の場合は所在地）			
氏名（法人等の場合は名称）			
連絡先			
勤務先または通学先の所在地 （県外にお住まいの方のみ）			
意見を提出 する答申案 （○を記入）	福岡県国民健康保険運営方針（答申案）		
	国民健康保険事業費納付金の算定（答申案）		
該当頁数	章番号	節番号	
該当項目	【該当内容（(案)文をそのまま記載）】		
意見	【意見の内容】		
見	【意見の理由】		
備考			

※記入上の注意

- 1 意見の提出については、1項目につき、この様式を1枚使用して、提出してください。
- 2 意見は、できるだけ簡潔（400字程度以内）にまとめ、【意見の内容】欄に意見を記載するとともに、その理由を【意見の理由】欄に記載してください。意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- 3 意見は、日本語で記載してください。
- 4 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・事務所等、学校の所在地及び名称欄を該当欄に記載してください。

再 掲

福岡県告示式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第850号

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和2年11月19日

福岡県知事 小 川 洋

1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 メチル=3, 3-ジメチル-2-[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類
- (2) 化学名 1-{2-メチル-4-[(E)-3-フェニルプロパ-2-エン-1-イル]ピペラジン-1-イル}ブタン-1-オン及びその塩類
- (3) 化学名 化学名 N, N-ジエチル-2-[2-(4-イソプロポキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イルエタン-1-アミン及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和2年11月20日